

生活機能向上グループ加算(通所)

算定要件	① 生活機能向上グループ加算の準備 ア：利用者自らが日常生活上の課題に応じて活動を選択できるように、欄外に記載されている活動項目「活動項目の例」を参考に、日常生活に直結した活動項目を複数準備し、時間割を組むこと。 イ：グループの人数は6人以下とする。	※ 加算を算定する事業所は利用者の生活状況や介護サービス利用状況について、利用者本人・家族等・ケアマネジャー・実施事業所との情報交換に努め、加算の目的である自立支援・重度化防止に資する介護を推奨する必要がある。 ※ 定義としては「自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者に対し、生活機能の向上を目的とした活動をグループで行った場合に算定できる。（集団で行われるレクリエーションや創作活動等の機能訓練を実施した場合には算定できない）
	② 利用者ごとの日常生活上の課題の把握と達成目標の設定：介護職員・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護職員・柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師及びこれらの資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有するはり師・きゅう師を含む）・その他の職種の者（以下「介護職員等」という。）が生活機能向上グループ活動サービスを行うに当たっては次のアからエまでに上げる手順により行うものとする。なお、アからエにより得られた結果は、通所型サービス計画に記録すること。	
	ア：利用者に関して次の項目を把握(利用者本人・家族・地域包括支援センター等から必要な情報を得る)すること。	
	（一）要支援状態等に至った理由と経緯	
	（二）要支援状態等となる直前の日常生活の自立の程度と家庭内での役割の内容	
	（三）要支援状態等となった後に自立してできなくなったこと若しくは支障を感じるようになったこと。	
	（四）現在の居宅における家事遂行の状況と家庭内での役割の内容。	
	（五）近隣との交流の状況等について把握すること。	
	イ：アについて把握した上で、具体的な日常生活上の課題及び到達目標を当該利用者と共に設定すること。 注１）到達目標は、おおむね3月程度で達成可能な目標とし、さらに段階的に目標を達成するためにおおむね1月程度で達成可能な目標（以下「短期目標」という）を設定すること。 注２）到達目標及び短期目標については、当該利用者のケアプランと整合性のとれた内容とすること。	
	ウ：介護職員等は、当該利用者の同意を得た上で到達目標を達するために適切な活動項目を選定すること。 注）当該利用者の活動項目の選定に当たっては、生活意欲を引き出すなど、当該利用者が主体的に参加できるよう支援すること。	
	エ：生活機能向上グループ活動の仔細（介護職員等は（一）から（三）までについて、当該利用者に説明し、同意を得ること） （一）実施時間は、利用者の状態や活動の内容を踏まえた時間にすること。 （二）実施頻度は1週につき1回以上行うこと。 （三）実施期間はおおむね3月以内とする。	
	③ 生活機能向上グループ活動の実施方法	
	ア：介護職員等は、予め生活機能向上グループ活動に係る計画を作成し、当該活動項目の具体的な内容、進め方及び実施上の留意点等を明らかにしておくこと。	
	イ：生活機能向上グループ活動は、一のグループごとに、当該生活機能向上グループ活動の実施時間を通じて1人以上の介護職員を配置すること 同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるよう適切な支援を行うこと	
	ウ：介護職員等は、当該サービスを実施した日ごとに、実施時間・実施内容・参加した利用者の人数及び氏名等を記録すること。	
	エ：利用者の短期目標に応じて、おおむね1月ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と生活機能向上グループ活動における当該利用者の客観的な状況についてモニタリングを行う。 必要に応じて、生活機能向上グループ活動に係る計画の修正を行う。	
	オ：実施期間終了後、到達目標の達成状況及び②のアの（三）から（五）までの状況等について確認すること。 ※ 当該到達目標を達成している場合には、当該利用者に対する当該生活機能向上グループ活動を終了し、当該利用者を担当する地域包括支援センター等に報告すること。 ※ 当該到達目標を達成していない場合には、達成できなかった理由を明らかにするとともに、当該サービスの継続の必要性について当該利用者及び地域包括支援センター等と検討すること。 ※ 当該到達目標を達成せずサービスを継続する場合は、適切に実施方法及び実施内容を見直すこと。	
	注：栄養改善加算・口腔機能向上加算・一体的サービス提供加算のどれかを算定している場合は、生活機能向上グループ加算は算定不可です。（詳しくは介護保険最新情報Vol.1210をご確認ください）	
加算の意義	自立した日常生活を営むための共通の課題を有する利用者によるグループを構成した上で、生活機能の向上を目的とした活動を行うものである。そのためには同じグループに属する利用者が相互に協力しながら、それぞれが有する能力を発揮できるように適切に支援をする必要がある。	

※ 担当介護支援員さんは介護支援計画書内にアセスメント（加算が必要な状況）・課題（加算が必要な課題）・支援ポイント（加算をつけることにより改善するポイント）を記載してください。生活機能向上グループ活動加算とのみ記載された支援計画書では算定はできません。

（活動項目の例）

家事関連活動
衣：洗濯・アイロンかけ・ミシン等の操作・衣類の手入れ（ボタン付け等）
食：献立作り・買い物・調理家電（電子レンジ・クッキングヒーター・電気ポット等）や調理器具（包丁・クッキング鉋・皮むき器等）の操作・調理（炊飯・総菜・行事食等）、パン作り等
住：日曜大工・掃除道具（掃除機・モップ等）の操作・ガーデニング等
通信・記録関連活動
機器操作（携帯電話操作・パソコン操作等）・記録作成（家計簿・日記・健康ノート等）